

平成
28年度
から

軽自動車税の税額が変わります

地方税法の改正により、平成28年度から軽四輪車両等の軽自動車税の税額が次のとおり変更となりますのでお知らせします。

※1 平成27年3月31日までに新規登録した車両の税額

区 分		税額(1台)	
軽自動車	3輪		3,100円
	4輪以上	乗用 営業用	5,500円
		乗用 自家用	7,200円
		貨物 営業用	3,000円
		貨物 自家用	4,000円

※2 新規登録をした月(初度検査年月)から13年を経過した車両の税額(平成28年度は、初度検査年月が「平成14年」以前の車両が対象)

区 分		税額(1台)	
軽自動車	3輪		4,600円
	4輪以上	乗用 営業用	8,200円
		乗用 自家用	12,900円
		貨物 営業用	4,500円
		貨物 自家用	6,000円

平成28年4月1日以降の税額

区 分		税額(1台)	
原動機付自転車	50cc以下	2,000円	
	90cc以下	2,000円	
	125cc以下	2,400円	
	ミニカー	3,700円	
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円	
	その他	5,900円	
2輪の小型自動車		6,000円	
軽自動車	2輪	3,600円	
	3輪【例外※1、2】		3,900円
	4輪以上【例外※1、2】	乗用 営業用	6,900円
		乗用 自家用	10,800円
		貨物 営業用	3,800円
		貨物 自家用	5,000円
	雪上車		3,600円

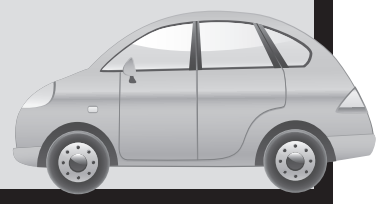


グリーン化特例(軽課)について(平成28年度のみ)

平成27年4月1日～平成28年3月31日までに新規登録をした3輪及び4輪以上の軽自動車は、平成28年度分の軽自動車税に限り、その燃費性能に応じたグリーン化特例(軽課)を適用。

区 分		税額(1台)			
		電気自動車 天然ガス自動車 【※3】 75%軽減	ガソリン車・ハイブリッド車 (平成17年排出ガス基準値) 75%低減達成車		
			【※4】 50%軽減	【※5】 25%軽減	
軽自動車	3輪	1,000円	2,000円	3,000円	
	4輪以上	乗用 営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		乗用 自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		貨物 営業用	1,000円	1,900円	2,900円
		貨物 自家用	1,300円	2,500円	3,800円

- ※3 平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物低減達成車
- ※4 軽乗用車：平成32年度燃費基準+20%達成車
軽貨物車：平成27年度燃費基準+35%達成車
- ※5 軽乗用車：平成32年度燃費基準達成車
軽貨物車：平成27年度燃費基準+15%達成車



【問い合わせ先】 財務課課税第一係 ☎0137-62-2114